様式第１４号（第１２条関係）

　　年　　月　　日

（実施機関名）　様

利用停止請求者　氏　　　　名

郵便番号

住所又は居所

電話番号

個人情報利用停止請求書

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）第９８条第１項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号法」という。）第３０条第１項の規定により読み替えて適用する同法第９８条第１項の規定により、次のとおり利用停止請求をします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | | 年　　月　　日 | | |
| ２　開示を受けた保有個人情報の内容その他利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 | |  | | |
| ３　利用停止請求の趣旨 | | □保有個人情報（ただし、特定個人情報を除く） | □個人情報保護法第９８条第１項第１号該当 | □利用の停止  □消去 |
| □個人情報保護法第９８条第１項第２号該当 | 提供の停止 |
| □特定個人情報（ただし、番号法第２３条第１項及び第２項に規定する情報提供等の記録を除く） | □番号法第３０条の規定による読み替え後の個人情報保護法第９８条第１項第１号該当 | □利用の停止  □消去 |
| □番号法第３０条の規定による読み替え後の個人情報保護法第９８条第１項第１号該当 | 提供の停止 |
| ４　利用停止請求の理由 | |  | | |
| ３　本人の氏名等（法定代理人等による利用停止請求の場合） | 本人の氏名 |  | | |
| 本人の住所又は居所 | （〒　　　－　　　　）  電話番号　　　　－　　　　－ | | |
| ４　利用停止請求者の区分（法定代理人等による利用停止請求の場合） | 区分 | □　未成年者（　　　　年　　月　　日生）の法定代理人  □　成年被後見人の法定代理人  □　任意代理人 | | |
| 備考　□のある欄は、該当する項目の□に✔印を記入してください。 | | | | |

※職員記載欄

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求者  の本人確認 | □運転免許証　□個人番号カード  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 請求資格の確認 | □本人　□戸籍謄本　　□登記事項証明書　□委任状・印鑑証明書  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備　　　　　考 |  |

（説明事項）

１　「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

２　「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

３①及び②に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

３　「開示を受けた保有個人情報の内容その他利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」

「開示を受けた保有個人情報の内容その他利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載してください。なお、本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

①開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第９０条第１項第１号）

②開示決定に係る保有個人情報であって、法第８８条第１項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第９０条第１項第２号）

４　「利用停止請求の趣旨」

「利用停止請求の趣旨」は、下表を参考に該当する□にレ点を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 利用停止請求の趣旨 | 該当する条文及び措置 |
| 個人情報（特定個人情報を除く） | ア　以下のいずれかの事項に該当すると思われる場合  ・個人情報保護法第６１条第２項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき  ・個人情報保護法第６３条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき  ・法第６４条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき  ・法第６９条第１項及び第２項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているとき | 個人情報保護法第９８条第１項第１号該当  →利用の停止又は消去 |
| イ　個人情報法第６９条第１項及び第２項の規定（目的外提供制限）又は法第７１条第１項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されていると考えるとき | 個人情報保護法第９８条第１項第２号該当  →提供の停止 |
| 特定個人情報（ただし、番号法第２３条第１項及び第２項に規定する情報提供等の記録を除く） | ウ　以下のいずれかの事項に該当すると思われる場合  ・上記ア（ただし、個人情報保護法第６９条第１項及び第２項の規定に違反して利用された場合を除く。）に該当するとき  ・番号法第３０条第１項の規定により読み替えて適用する第６９条第１項（利用目的以外の利用の制限）及び第２項（第１号に係る部分に限る。人の生命、身体又は財産の保護及び原則本人同意を要件とする利用の制限）の規定に違反して利用されているとき、同法第２０条（収集の制限）の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第２９条（特定個人情報ファイルの作成の制限）の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき | 番号法第３０条の規定による読み替え後の個人情報保護法第９８条第１項第１号該当  →利用の停止又は消去 |
| 番号法第１９条（特定個人情報の提供の制限）の規定に違反して提供されているとき | 番号法第３０条の規定による読み替え後の個人情報保護法第９８条第１項第２号該当  →提供の停止 |

５ 　利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

６　利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第９８条第３項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から９０日以内にしなければならないこととなっています。

７　本人確認書類等

（１）来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、個人番号カード、在留カード又は特別永住者証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。

（２）送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。

また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

（３）代理人による利用停止請求の場合

「本人の氏名等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。